

令和4年度東根市住まい応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による市内経済の活性化を図るため、市内業者の施工による住宅等の新築工事又はリフォーム等工事を行う者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 本市に存する建築物で、本市に住民登録を行っている者が、現に所有し、かつ、自らが居住する又は自らが居住することとなるものをいい、集合住宅においては、自らが所有する部分、店舗又は事務所等との併用住宅においては、自らが居住する部分を含むものとする。
- (2) 住宅等 住宅並びにそれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (3) 新築工事 自らが所有し、かつ居住する目的で住宅を建設する工事をいう。
- (4) リフォーム等工事 住宅等の機能及び性能の維持並びに向上を図るための住宅等の全部若しくは一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事又は住宅等に増築する工事をいう。ただし、増築部分のみで独立した住宅の機能（風呂、トイレ、台所、居室）を有するものを増築する工事を除く。
- (5) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材又は認証された合板等をいう。
- (6) 市内業者 市内に住所を有する個人事業者又は東根市内に本社若しくは事業所を有する法人をいう。ただし、県補助費の対象となる業者については、市内業者であって、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有する法人をいう。
- (7) 移住世帯 平成29年4月1日以後に山形県外から東根市内に世帯の全員が住み替えた世帯又は平成23年3月11日は東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島各県に限る。）に住所を有し、平成29年3月31日までの間に東根市内に転入し、本市に転入する直前の市町村に住所を有していた世帯全員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81

- 号) 第22条第1項の規定による転入届を提出した世帯をいう。
- (8) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内である世帯をいう。
 - (9) 子育て世帯 平成16年4月2日以後に出生した世帯員がいる世帯をいう。
 - (10) 市補助費 第4条第1項に規定する工事を行う者に対して交付する補助金をいう。
 - (11) 県補助費 第4条第2項に規定する工事を行う者に対して交付する補助金をいう。
 - (12) 市税等 個人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住民登録を行っている者で前条第1号及び第2号に規定する住宅を所有する者。ただし、申請時において本市に住民登録を行っていない者であって、実績報告書の提出時までに本市に住民登録を行い、当該住宅を所有する者を含むものとする。
- (2) 補助対象者及び当該補助対象者と同一世帯(申請時において世帯を異にしている場合は、該当するすべての世帯)に属するすべての者が市税等を滞納していないこと。
- (3) 東根市の他の制度による補助金等の交付を受けていない又は受ける予定のない者。ただし、東根市定住促進事業助成金交付要綱(平成24年告示第21号の2)に基づく助成金並びに令和4年度東根市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和4年告示第22号)及び東根市省エネ住宅普及促進事業費補助金交付要綱(令和4年告示第31号)に基づく補助金を受ける場合は、この限りでない。
- (4) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの

ウ 法人でその役員のうち前2号に該当する者があるもの

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内業者が請け負う工事であって、新築工事又はリフォーム等工事に要する費用のうち補助対象となる工事費用（以下「対象総工事費」という。）が10万円以上のもの
 - (2) 補助金の交付決定前に着手した工事でないこと。
 - (3) 市補助費のみの交付を受けようとする場合は、令和5年3月22日までに実績報告ができる工事であること。
 - (4) 市補助費に加えて県補助費の交付を受けようとする場合は、令和5年2月24日までに実績報告ができる工事であること。
- 2 県補助費の交付を受けようとする場合においては、市内業者が請け負うリフォーム等工事のうち別表第1から別表第6までの右欄に掲げる点数の合計が10点（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点）以上となる工事であって、かつ、請負契約を締結している工事であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる補助区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 市補助費 前条第1項に定める対象総工事費の10分の1に相当する額で、15万円を上限とする。ただし、市補助費に加えて県補助費の対象となる者のうち、次号の規定の適用を受ける者は、対象総工事費の10分1に相当する額で、12万円を上限とし、第3号の規定の適用を受ける者は、対象総工事費の6分1に相当する額で、15万円を上限とする。
 - (2) 県補助費（一般型） 移住・新婚・子育て世帯以外が行うリフォーム等工事につき、前条第2項に定める対象総工事費の10分の1に相当する額で、12万円を上限とする。
 - (3) 県補助費（移住・新婚・子育て型） 移住、新婚又は子育て世帯が行うリフォーム等工事につき、前条第2項に定める対象総工事費の6分の1に相当する額で、15万円を上限とする。
- 2 対象総工事費には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。
- 3 第1項各号の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、令和4年度において、補助対象工事を行う住宅1戸につき1回限りとする。

(補助金交付の申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする者は、東根市住まい応援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容が適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、東根市住まい応援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(対象事業の変更等)

第9条 交付対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に対象事業を変更し、又は廃止しようとするときは、東根市住まい応援事業変更(廃止)承認申請書(様式第3号)に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額が2割以内の減額となるもの又は工事内容の軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、対象事業の変更又は廃止を認めたときは、東根市住まい応援事業変更(廃止)承認書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、対象事業が完了したときは、速やかに東根市住まい応援事業実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東根市住まい応援事業費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金額の請求)

第12条 交付対象者は、前条の規定による補助金交付額の確定の通知を受けたときは、速やかに東根市住まい応援事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、第11条の規定による補助金額の確定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りやその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

工事内容	点数
1-1 宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所
1-2 住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所
1-3 タッチレス水栓器具を設置する工事	5点/箇所
1-4 通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所
1-5 自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所
1-6 テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所

別表第2（第4条関係）

工事内容	点数
2-1 住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る。）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
2-2 住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
2-3 住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
2-4 主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所
2-5 基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
2-6 柱、梁又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所

注) この表は、耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。

別表第3（第4条関係）

工事内容	点数
3-1 やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
3-2 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所
3-3 熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
3-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
3-5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所

別表第4（第4条関係）

工事内容	点数
4-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
4-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
4-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 浴室の床面積を増加させる工事 (2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	10点/m ² 10点/箇所 2点/箇所 3点/箇所
4-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 便所の床面積を増加させる工事 (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ² 10点/箇所 10点/箇所
4-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1) 長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの (2) 長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/m 2点/箇所
4-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。） (1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	10点/m ² 5点/m ² 又は 2点/箇所
4-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所

(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所
(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所
イ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所
ウ ア及びイ以外のもの	2点/箇所
4-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/箇所
4-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

別表第5（第4条関係）

工事内容	点数
5-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所
(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	5m未満は5点/箇所、5m以上は10点/箇所
(3) 固定式ハンゴを設置し、又は取り替える工事	1階分につき5点
5-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所
(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
5-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第6（第4条関係）

工事内容	点数
住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³